

所 沢 市 狭 山 湖 駐 車 場  
指 定 管 理 者 業 務 仕 様 書

所 沢 市  
(産業經濟部商業観光課)

# 所沢市狭山湖駐車場指定管理者業務仕様書

所沢市狭山湖駐車場（以下「駐車場」という。）について、指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等は、この仕様書による。

## 1 趣旨

本仕様書は、駐車場の指定管理者が行う業務の内容及び履行方法について定める。

## 2 基本方針

駐車場を維持管理運営するにあたっては、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 狭山湖周辺へ自動車を利用して来場される観光客等の利便を図る施設であるという設置理念に基づき、管理運営を行うこと。
- (2) 利用者等の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 対象物の防災、防犯に努めるとともに、駐車場利用者の安全及び委託者の財産の保全に努めること。
- (4) 個人情報の保護を徹底すること。
- (5) 所沢市マネジメント方針のもと、継続的に環境への負荷を低減し、環境保全活動の推進に努めること。

## 3 施設の概要

駐車場は次に掲げる2箇所からなる。

(1) 名称	狭山湖第1駐車場	狭山湖第2駐車場
(2) 設置目的	自動車を利用する観光客等の利便を図ることを目的として設置します。	
(3) 所在地	所沢市三ヶ島一丁目73番地の2	所沢市大字上山口1335番地
(4) 設置年月日	平成17年4月1日	平成17年4月1日
(5) 規模	1,525.67 m <sup>2</sup>	1,405.54 m <sup>2</sup>
(6) 施設内容等	アスファルト舗装40台 自走式	アスファルト舗装40台 自走式
(7) 付帯設備	観光トイレ (内訳) 男子トイレ：小便器2台・和式トイレ1台 女子トイレ：和式トイレ2台、洋式トイレ1台 多目的トイレ：洋式トイレ1台	
(8) 供用時間	午前0時から午後12時まで	午前0時から午後12時まで

#### 4 業務内容

指定管理者は、上記2箇所の駐車場において、次に掲げる業務を行うこととする。

- (1) 駐車料金の集金、釣銭、消耗品等の補充をすること。
- (2) 駐車場の施設及び設備の維持管理に関すること。
- (3) 駐車場内を週1回以上清掃すること。
- (4) 駐車場で発生したごみの適正処理に関すること。
- (5) 駐車料金の徴収について自動料金徴収機器を使用する場合は指定管理者が設置するものとし、その維持管理を行うこと。
- (6) 狭山湖の魅力を向上させるとともに、狭山湖を訪れる観光客の市内及び近隣自治体への回遊性を高めるような本市の観光振興に寄与する事業の実施・連携を行うこと。
- (7) 狭山湖第1駐車場の狭山湖通り沿い側溝の清掃、所沢市狭山湖駐車場敷地内の除草、植木の剪定及びごみの処理を適宜行うこと。
- (8) 狭山湖第1駐車場の観光用トイレの清掃（洗面所及び便器内外の水洗い、床の清掃、ネポール液の補充、トイレトペーパーの補充、トイレ内の虫等の駆除及びごみの処理）を水曜日を除く毎日午前中に行うこと。ただし、1月1日～3日までは休日とする。
- (9) 狭山湖第1駐車場の観光用トイレのし尿及び雑廃水の汲取りを適宜行うこと。なお、トイレの構造上、特に虫が発生しやすい夏場などの時期においては、汲取り頻度を増やすことや、薬剤を散布するなど、利用者が利用しやすい環境とするため適宜対応を図ること。

#### 5 供用の休止

指定管理者は、駐車場の管理上必要があると認めるときは、市長の承認を得て、駐車場の全部又は一部の供用を休止することができる。

#### 6 駐車料金及び経費等

- (1) 駐車場を利用できる自動車は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74条）別表第1に規定する普通自動車、小型自動車（二輪自動車を除く。）及び軽自動車（二輪自動車を除く。）とする。
- (2) 指定管理者は駐車料金について、所沢市狭山湖駐車場条例第11条に定める範囲内において市長の承認を得て設定する。ただし、駐車料金の設定については次に掲げる項目を満たすものとする。
  - ア. 駐車後20分以内に出場した場合は、料金を徴収しないものとする。
  - イ. 1日の駐車料金には、上限を設けるものとする。
- (3) 指定管理者は、指定管理者の指定期間を超えて定期利用券を発行し、駐車料金を徴収してはならない。
- (4) 指定管理者は、駐車料金の内容を1800mm×900mm程度の看板として出入り口にそれぞれ設置すること。
- (5) 徴収した料金は指定管理者の収入とする。

- (6) 指定管理者は、徴収した料金のうち協定書に定める額を市に納入するものとする。
- (7) 修繕料については、市の指定金額内で執行し、年度末に残額が生じた場合は、市へ返還すること。なお、経年劣化によるもの、又は第三者の行為で相手側が特定できないもので金額が20万円未満のもの及び受託者が設置したものについては指定管理者が実施すること。
- (8) 駐車場で使用する電気料・水道下水道料は指定管理者が負担すること（狭山湖第1駐車場の観光トイレ分を含む。）。
- (9) 狭山湖第1駐車場の観光トイレの利用者に係る消耗品は指定管理者が負担すること。

## 7 駐車の拒否

指定管理者は、次に掲げるいずれかに該当する場合は、駐車を拒否できる。

- (1) 駐車場の構造上駐車することができないとき。
- (2) 発火性又は引火性の物品を搭載しているとき。
- (3) 駐車場施設若しくは設備又は駐車中の自動車を損傷するおそれがあるとき。
- (4) その他駐車場の管理上支障があるとき。

## 8 緊急事態発生時の措置

### (1) 火災発生時

火災発見及び通報を受けた場合、直ちに初期消火を実施し、鎮火の有無を問わず119番通報を行うとともに市へ報告すること。

また、避難が必要な場合には、迅速かつ適切な誘導を行い、混乱防止に努めるものとする。

### (2) 事件・事故発生時

事件・事故の発見又は通報を受けた場合は、市又は警察からの必要な指示を受けるとともに現場の保存を実施する。

## 9 長期放置車両の処理

所沢市狭山湖駐車場条例第8条第6号に定める期間を過ぎた車両については、速やかに必要な法的措置をとるとともに移動等の手続きをとり、処理するものとする。

## 10 法令等の遵守

駐車場の管理にあたっては、本仕様のほか、関係法令に基づかなければならない。

## 11 業務を実施するにあたっての注意事項

- (1) 公の施設であることを常に念頭において、公平な運営を行うこととし、特定の団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規程等を作成する場合は、市と協

議を行うこと。

- (3) 指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止する。ただし、指定管理業務の一部を委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ市長の承認を得た場合は、この限りではない。
- (4) 指定管理者は、毎年度の運営方針、収支計画、職員体制等の事業計画書を作成し、前年度末までに市に提出し承認を得ること。また、年度終了後5月末までに事業報告書を提出すること。
- (5) 駐車場は、東京都水道局より使用許可を得て運営していることから、協定期間中に、狭山湖第1駐車場又は狭山湖第2駐車場のいずれか、若しくは両方の駐車場の使用許可の更新ができなくなる可能性があり、その場合、該当する駐車場における指定管理者の指定が終了となること。
- (6) 指定管理者は、指定期間の満了又は指定の取り消し等により指定管理者の指定が終了となる場合は、指定管理者の負担により、設備、備品等の原状回復措置を行わなければならないこと。
- (7) その他、仕様書に記載のない事項については市と協議を行うこと。

## 12 その他

- (1) 業務開始にむけて、指定期間の始期から円滑に指定管理業務が実施できるよう、現指定管理者から事務の引継ぎ、必要な職員の研修等の準備を行うこと。
- (2) 指定期間が終了したとき又は指定が取り消されたときは、施設を指定管理開始前の状態に復して次期指定管理者又は市に引継ぎを行うこと。  
また、業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎを行うとともに、必要なデータ等について提供を行うこと。  
なお、引継ぎ及び準備行為に要する経費は、指定管理者の負担とする。